

平成27年度加東消防署新庁舎建設工事実施設計作成業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、加東消防署新庁舎建設にあたり、「加東消防署新庁舎建設基本構想（北はりま消防組合ホームページにて公開）」の具体化を図るため、新庁舎建設工事の実施設計を委託するにふさわしい適正を備えた設計者を選定することを目的として実施する。

2 選定手順

(1) 一次選定

「5 参加申込書等の作成について」に掲げる書類を提出した者の中から、当該者の業務実績及び配置技術者の能力等を書類審査の方法により、上位の5者を選定する。なお、同点の場合には、業務実績で評価点数の高いものを上位とする。

(2) 二次選定

上記により選定された者から「8 企画提案書等の作成について」に掲げる書類を徴し、書類審査及びヒアリングを経て、委託候補者として1者を選定する。なお、二次選定については一次選定の評価点数を加えたもので上位選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

平成27年度加東消防署新庁舎建設工事実施設計作成業務委託

(2) 業務内容

加東市上中778番地外に計画している平成28年度加東消防署新庁舎建設工事及び関連工事に関する実施設計業務（別紙「北はりま消防組合建築設計業務委託一般仕様書」及び「平成27年度加東消防署新庁舎建設工事実施設計作成業務委託特記仕様書」参照）

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成28年6月30日までとする。

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、70,000,000円（税込み）以内とする。

(5) 事業概要

別紙「加東消防署庁舎基本構想書」に記載のとおり、敷地面積11,300㎡に消防署庁舎、車庫、訓練塔、倉庫棟（訓練塔副塔兼用）を建設し、その他の用途には、屋外訓練場（ポンプ操法競技施設）、来庁舎及び職員駐車を設け、それらの機能については、安全性、利便性、機能性、経済性及び環境等に十分に配慮した新庁舎建設工事に係る実施設計とする。

4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 企画提案書の提出期限において、北はりま消防組合に「建築士事務所」で登録

をしている者。

- (2) 企画提案書の提出期限において、北はりま消防組合の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく北はりま消防組合の入札参加基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 一般(指名)競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5 参加申込書等の作成について

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類（様式番号が付してあるものについては、別冊「提出様式集」に掲載。以下同じ。）を提出すること。なお、用紙は日本工業規格A4判とすること。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

一級建築士事務所登録書の写しを添付すること。

ウ 業務実績書（様式第3号及び第4号）

業務実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。

エ 業務実施体制（様式第5号）

本様式でいう管理技術者並びに建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の主たる担当技術者の各分野における必要資格については、次に掲げるとおりとする。

分野	必要資格
管理技術者	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
建築（総合）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
建築（構造）	建築士法第10条の2第1項に規定する構造設計一級建築士
電気設備	建築士法第10条の2第2項に規定する設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士
機械設備	建築士法第10条の2第2項に規定する設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士

オ 協力事務所の名称等（様式第6号：該当する場合のみ）

カ 管理技術者調書（様式第7号）

保有資格を証する書類の写しを添付すること。

キ 担当技術者調書（様式第8号から第13号まで）

保有資格を証する書類の写しを添付すること。

様式第12号及び第13号については、適宜、複写し使用すること。

(2) 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

参加申込書の提出に関する質問は、電子メールによるものとする。なお、必ず電話で着信を確認すること。

ア 提出様式

質問書（様式第14号）のとおり。

イ 提出先メールアドレス

kato_shomu@kitaharima119.net

ウ 提出期日

平成28年1月20日（水）午後3時

エ 回答方法

提出された質問への回答は、提出期日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に質問者に対して電子メールで行うほか、北はりま消防組合ホームページにおいて公表する。

6 参加申込書等の提出について

「5の(1)」に掲げる書類については、下記により提出すること。

(1) 提出期日

平成28年1月29日（金）午後5時

(2) 提出場所

ア 郵便番号 673 - 1464

イ 住所 兵庫県加東市上中3丁目25

ウ 名称 北はりま消防組合 加東消防署

・電話 0795 - 42 - 0119

・FAX 0795 - 42 - 6406

・電子メール kato_shomu@kitaharima119.net

(3) 提出部数

提出部数は、正本1部と副本8部の合計9部とし、その内容は次のとおりとする。なお、各証明書類等の添付資料については、参加申込書等と別冊にして1部提出する。

ア 正本

「5の(1)」に記載する書類

イ 副本

「5の(1)」に記載する書類の写し

(4) 提出方法

持参（受付は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期日までに必着のこと。）により提出すること。

7 企画提案書の提出者の選定等

本業務において、企画提案書を提出できる者は、平成27年度加東消防署新庁舎

建設工事実施設計作成業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（一次選定は内部委員による委員会、第二次選定は外部委員を含む委員会。以下「委員会」という。）において、前項により提出のあった書類の審査を経て選定するものとし、その数は評価点数（委員の合計点）の高い順に5者とする。なお、5位が同点の場合には業務実績で評価点数の高い者を上位とする。

(1) 評価基準

評価基準（別表1）のとおり。

(2) 選定結果の通知（通知の予定日：平成27年2月8日までの日）

一次選定の結果については、北はりま消防組合のホームページで公表するものとし、選定された者に対しては書面によりその旨を通知し企画提案書の提出を要請する。なお、一次選定内容及び結果についての質問並びに異議申し立てについては一切受け付けないものとする。

8 企画提案書等の作成について

本プロポーザルは、加東消防署庁舎建設基本構想を踏まえ、これらを実現するため、設計方針等について提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求める設計競技とは異なるものである。

そのため、本企画提案競技は、受託者の選定のために実施し、採用した企画提案を基に協議する。

(1) 企画提案に必要な書類

企画提案書の提出を要請された者は、次のアからエまでに掲げる書類を作成し、提出するものとする。

ア 提出書（様式第15号）

提出書は、企画提案書の正本にのみ付すものとする。

イ 企画提案書

企画提案書の様式は自由とするが、日本工業規格A3判横型に横書き、文字サイズは10.5ポイント以上（図表等を縮小して貼り付けた場合は、判読可能な範囲内であれば10.5ポイント以下でも可）、2ページ以内とする。

また、企画提案書には加東消防署新庁舎建設基本構想の内容を具体化するための設計方針及び手法などを表現するものとし、特に提案や主張したい事項があれば記載しても構わないものとする。

なお、記載にあたっては次の事項に留意すること。

(ア) 提案者の考えを文章及びそれを補足する図等により簡潔に記述すること。

(イ) 視覚的表現については、概念図や写真は可とする。ただし、概念図は、ゾーニングの考え方や建物のイメージを表現する程度のものとし、具体的な建築物の設計又はこれに類するものに基づいた表現をする必要はない。

(ウ) 提案者を特定できる内容の記述（具体的な会社名や記号の類）は行わないこと。

(エ) 次に掲げる課題について、その考え方を必ず記載すること。

- ・課題 1 (加東消防署の現状から考えられる問題点の改善)
- ・課題 2 (新消防庁舎の基本方針に対する考え方)
- ・課題 3 (新消防庁舎の必要な機能に関する技術的提案)

(オ) プレゼンテーションの追加資料は受け付けないが、事前に北はりま消防組合が追加資料を求めた時は、用意していただく場合がある。

ウ 工程表

様式は自由とするが、日本工業規格 A 3 判 1 枚とする。

エ 業務参考見積書

様式は自由とするが、日本工業規格 A 4 判とし、次の 4 項目について可能な範囲で見積もること。なお、項目については、平成 27 年度加東消防署新庁舎建設工事実施設計作成業務委託仕様書の「委託業務の内容」に記載しているものとする。

(2) 貸与資料

敷地平面図

(3) 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

質問は、電子メールによるものとする。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

ア 提出様式

質問書(様式第 14 号)のとおり

イ 提出先メールアドレス

kato_shomu@kitaharima119.net

ウ 提出期日

平成 28 年 2 月 16 日(火)午後 3 時

エ 回答方法

提出された質問への回答は、提出期日の翌日から起算して 3 日(休日を除く。)以内に質問者に対して電子メールで行うほか、北はりま消防組合ホームページにおいて公表する。

9 企画提案書等の提出

前項第 1 号に掲げる書類については、下記により提出すること。

(1) 提出期日

平成 28 年 2 月 26 日(金)午後 5 時

(2) 提出場所

「6 の(2)」に同じ。

(3) 提出部数

提出部数は、正本 1 部と副本 8 部の合計 9 部とし、内容は次のとおりとする。

ア 正本

「8 の(1)」に記載する書類

イ 副本

「8 の(1)」に記載する書類の写し

(4) 提出方法

「6の(4)」に同じ。

- (5) 「(1)」の提出期日までに企画提案書等の提出がなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

10 企画提案に対するヒアリング

次により、企画提案に関するヒアリングを実施する。

(1) ヒアリングの予定

平成28年3月2日(水)(時間については、対象者に後日通知する。)

(2) ヒアリングの実施場所

北はりま消防本部(詳細については、対象者に後日通知する。)

(3) ヒアリングに出席できる者

自社の社員3名以内とし、様式第5号に記載のある技術者とする。

(4) ヒアリングの持ち時間

出退に要する時間を含めて45分以内とし、プレゼンテーションの時間30分以内、質疑応答15分程度とする。

(5) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。

(6) プレゼンテーションの準備物

プレゼンテーションで使用するスクリーン及びプロジェクター等の機器については、提案者側で準備すること。

(7) ヒアリングは、非公開とする。

11 委託候補者の選定

管理者は、委員会の審査を経て、平成27年度加東消防署新庁舎建設工事の実施設計を委託するにふさわしい適正を備えた設計者を委託候補者として選定する。

- (1) 委員会は、「5の(1)」及び「8の(1)」の書類並びにヒアリングの内容に関し、次の項目について総合的に評価し、管理者に報告する。

ア 業務実績

イ 業務の態勢及び配置技術者の業務実績、経験、手持ち業務の状況等

ウ 企画提案書の記載事項について、その的確性、実現性及び独創性並びに本業務に対する取組意欲及びヒアリング時における態度やコミュニケーション力

エ 業務参考見積書の金額と提案内容との整合性

- (2) 企画提案書等の評価割合及び評価基準

「(1)」における評価割合及び評価基準は、次のとおりとする。

評価項目	評価割合	評価基準
業務実績	20/215	別表1
実施体制、配置技術者の能力及び手持ち業務	65/215	別表1
企画提案及びヒアリング内容	105/215	別表2
業務参考見積	25/215	別表2

- (3) 委託候補者の選定

ア 管理者は、委託候補者として選定した者に、その旨を書面により通知する。

イ 管理者は、委託候補者として選定しなかった者に、その旨を書面により通知する。

ウ 管理者は、評価項目ごとの評価点数を公表する。ただし、選定しなかった者の会社名については公表しない。

(4) 非選定理由の説明

委託候補者として選定されなかった者は、「(3)のイ」に掲げる通知をした翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、次に定めるところにより、非選定理由について管理者に説明を求めることができる。

ア 提出様式

様式は自由とする、ただし、日本工業規格A4判縦型に横書きとする。

イ 提出場所

「6の(2)」に同じ。

ウ 提出方法

「6の(4)」に同じ。

(5) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により行う。

12 契約の締結

「11」により選定された者と契約の交渉を行う。この場合において、契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

13 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、「11」により選定された企画提案が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を順次繰り上げる。

(1) 提出期日を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合

(5) 「3の(4)」の業務規模を超えた場合

14 その他

(1) 企画提案書等の作成、応募、ヒアリング等の本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 本業務の受託者となった者から提出された書類については、北はりま消防組合

情報公開条例（平成23年4月1日北はりま消防組合条例第6号）の規定により公開する。

- (6) 本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、北はりま消防組合情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 参加申込書に記載した配置技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、北はりま消防組合の了解を得なければならない。

15 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

- 平成28年1月12日（火） プロポーザル実施公告
- 平成28年1月20日（水） 参加申込書の提出に関する質問書提出期日
（回答期日：平成28年1月25日（月））
- 平成28年1月29日（金） 参加申込書等の提出期日
- 平成28年2月 8日（月） 選定結果の通知
（企画提案書を提出することができる者（5者）を選定）
- 平成28年2月16日（火） 企画提案書に関する質問書提出期日
（回答期日：平成28年2月19日（金））
- 平成28年2月26日（金） 企画提案書等の提出期日
- 平成28年3月 2日（水） 企画提案に対するヒアリングの実施
- 平成28年3月11日（金） 選定結果の通知（契約交渉）
- 平成28年3月18日（金） 非選定理由の説明要求期日
（回答期日：平成28年3月25日（金））

【事務局】

北はりま消防組合 加東消防署 庶務係
住所：〒673-1464 兵庫県加東市上中3丁目2-5
電話：0795-42-0119 FAX：0795-42-6406
E-mail：kato_shomu@kitaharima119.net